

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目19番8号

新東京ビル7F

株式会社 NATTY SWANKY

代表取締役
社 長 井 石 裕 二

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時間は、午前9時からとなります。）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階
3. 会議の目的事項
【報告事項】 第20期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
【決議事項】 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の抑制や個人消費の停滞により、極めて厳しい状況となりました。ワクチン接種が始まる等、対策は進められているものの、改善の見通しは立たず、7月に4回目の緊急事態宣言が発令される等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、緊急事態宣言による外出自粛や営業時間短縮要請及び酒類提供禁止要請などの影響により、外食の機会が減少するとともに、感染予防のために店内飲食が避けられる等、厳しい経営環境が続いております。

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえながら店舗営業を行いました。また、お客様がご自宅でもダンダダンの味を楽しんでいただけるように、テイクアウトやデリバリーサービス、ECサイトでの販売に加え、スーパーでの冷凍餃子の販売を開始しました。

なお、当事業年度は直営店7店舗及びフランチャイズ店5店舗の新規出店を行い、2021年6月末の店舗数は直営店77店舗、フランチャイズ店24店舗となっております。

以上の結果、売上高は4,320,705千円（前事業年度比1.5%増）となりました。

売上原価はフードロスの削減に努めた結果、1,236,759千円（同2.9%減）となり、売上高に対する構成比も28.6%（同1.3%減）となりました。

販売費及び一般管理費については、宅配売上増加に伴う支払手数料の増加や当期新規出店による地代家賃の増加等に伴い、3,206,346千円（同7.9%増）となりました。

さらに、当事業年度は新型コロナウイルスによる影響を受け、助成金収入を営業外収益で327,811千円及び特別利益で23,886千円計上しましたが、将来キャッシュ・フローの見積りでマイナスが見込まれる店舗の減損損失等を計上したことから特別損失100,803千円を計上しております。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高4,320,705千円（前事業年度比1.5%増）、営業損失122,400千円（前事業年度は9,562千円の営業利益）、経常利益201,236千円（前事業年度は12,665千円の経常利益）、当期純利益13,161千円（前事業年度は159,633千円の当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、直営店7店舗の新規出店等を実施し、設備投資総額は343,654千円となりました。なお、設備投資総額には差入保証金を含んでおります。重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、新規出店のための設備投資及び運転資金を、自己資金及び金融機関からの借入金として836,785千円を調達いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化した場合に備えるために金融機関と1,050,000千円のコミットメントラインを締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の課題について重点的に取り組んで参ります。

① 店舗収益力の向上

当社では、肉汁餃子のダンダダン業態に経営資源を集中的に投下することで、効率的な経営を促し、肉汁餃子のダンダダン業態の商品クオリティや接客サービスを維持向上し、他社との差別化を図ることで収益力の向上を図って参ります。

② 新規出店の推進

当社では繁華街・オフィス街・住宅街を問わず、出店をしてきましたが未だ相当程度の出店余地があります。直営店では東京都・神奈川県・埼玉県を中心に新規出店を継続して推進して参ります。また、首都圏以外に関してはフランチャイズ制度を活用することで出店を推進して参ります。

③ 人材採用・育成の強化

当社が成長していくためには優秀な人材の確保が重要であると考えております。採用におきましては、中途採用だけでなく新卒採用も積極的に受け入れ、また、アルバイトから正社員への転換も積極的に取り組んで参ります。育成におきましては、新入社員研修、役職・階層別研修プログラムなどを実施するとともに、各店舗の成果発表を目的としたイベント「ダンダダンAWARD」や選抜メンバーでの営業「最強店舗」を企画するなど組織が活性化するような施策に取り組んで参ります。

④ 安全・安心な食の提供

当社では自社工場及び店舗における衛生管理・品質管理体制を構築しておりますが、消費者の食に対する安全性の関心はますます高まっております。当社では食中毒が発生しにくい安全・安心な食品を提供することで、お客様が安心してご利用いただけるように努めて参ります。定期的な外部検査機関による衛生検査や、当社による店舗監査を実施し、衛生管理及び品質管理の強化に努めて参ります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社が企業価値を向上させるためには、多様化するリスクを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築・強化していく必要があると考えております。そして、各ステークホルダーからの信頼に応えられる企業であり続けるために、コーポレートガバナンスを重視し、公正かつ透明性の高い経営を行えるように経営基盤を強化して参ります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うリスク

当社ではお客様の外出自粛に対応するために、テイクアウトや持ち帰り弁当の販売を開始し、一部の店舗ではデリバリーサービスも開始しております。

また、長期化した場合の資金需要に備えるために金融機関とコミットメントラインを締結しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 17 期 (2018年 6 月期)	第 18 期 (2019年 6 月期)	第 19 期 (2020年 6 月期)	当事業年度 第 20 期 (2021年 6 月期)
売 上 高	2,939,472 千円	3,983,045 千円	4,255,732 千円	4,320,705 千円
経 常 利 益	157,624 千円	297,192 千円	12,665 千円	201,236 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	112,043 千円	218,774 千円	△159,633 千円	13,161 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	69.67 円	126.24 円	△75.77 円	6.20 円
総 資 産	1,660,810 千円	4,014,460 千円	3,407,077 千円	3,747,755 千円
純 資 産	202,634 千円	1,922,299 千円	1,730,730 千円	1,742,599 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	126.01 円	912.38 円	821.49 円	814.73 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 2018年5月2日付で1株につき100株の割合で株式分割を実施いたしました。
3. 2018年11月20日付で1株につき60株の割合で株式分割を実施いたしました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、「餃子」という流行り廃りがなく、年間を通して食べられる食材をメインとして、「肉汁餃子のダンダダン」を中心として展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都
工 場	東京都
店 舗	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、福岡県

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
238 (140) 名	+32(△37)名	29.0歳	2.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	361,493 千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	267,104 千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	212,559 千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	173,676 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	93,319 千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,432,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,130,180株 |
| (3) 株主数 | 3,147名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
井石裕二	523,000 株	24.55 %
田中竜也	523,000	24.55
株式会社 B O R A	240,000	11.26
株式会社 I K I	240,000	11.26
城野親徳	27,000	1.26
三井徳益	21,100	0.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	15,100	0.70
楽天証券株式会社	14,700	0.69
クレディ・スイス証券株式会社	14,000	0.65
a u カブコム証券株式会社	11,200	0.52

(注) 持株比率は、自己株式 (192株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

① 新株予約権の数

27個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,620株（新株予約権1個につき60株）

(注) 2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月20日付で1株を60株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が270株から1,620株に変更となっております。

③ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役・監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (b) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (c) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (d) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (e) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日（以下、「上場日」という）後、次の各号に掲げる期間（ただし、新株予約権の行使期間中に限る）、本新株予約権をすでに行使した本新株予約権を含めて、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき、1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

イ：上場日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ：上場日から1年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ：上場日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

④ 当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回	2020年6月30日～2028年6月13日	27個	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

決議年月日	2020年8月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 18
新株予約権の数(個)※	92
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 9,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1
新株予約権の行使期間※	2022年8月18日～2037年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	2022年8月18日から権利行使可能となる部分 発行価格 2,063 資本組入額 1,032 2023年8月18日から権利行使可能となる部分 発行価格 2,059 資本組入額 1,030
新株予約権の行使の条件※	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

※ 新株予約権証券の発行時（2020年8月18日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者は、次の区分に従って、割り当てられた新株予約権の一部又は全部を行使できるものとします。

イ 2022年8月18日から2023年8月17日までは、割り当てられた新株予約権の個数に2分の1を乗じた数を上限として行使することができます。なお、算出された行使可能な新株予約権の個数について1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとします。ただし、割り当てられた新株予約権の個数が1個である場合は当該期間にすべて行使することができます。

- ロ 2023年8月18日から2037年8月17日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて行使することができます。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年6月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井石裕二	代表取締役社長	株式会社BORA 代表取締役 株式会社ダンダダン 代表取締役社長
田中竜也	取締役副社長（営業部管掌）	株式会社IKI 代表取締役
金子正輝	取締役管理部長	—
杉本佳英	取締役	あんしんパートナーズ法律事務所 代表 株式会社ブランジスタ 社外取締役 株式会社ルクループラス 監査役 エイベックス株式会社 社外取締役
井上重平	常勤監査役	—
馬場亮治	非常勤監査役	社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパン 特定社員 株式会社グローバルHRテクノロジー 代表取締役 株式会社ADI 取締役 株式会社ラストワンマイル 社外取締役 Great Shine Enterprises Limited CEO 株式会社INGS 非常勤監査役 株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役 株式会社ランブリッジ 代表取締役 株式会社GHRT 代表取締役
廣瀬好伸	非常勤監査役	株式会社ビーワンブロード 代表取締役社長 ビーワン公認会計士税理士事務所 代表者 株式会社ビーワンカレッジ 代表取締役 株式会社ビーワンクリニック 代表取締役

- (注) 1. 取締役杉本佳英は、社外取締役であります。
 2. 監査役井上重平、監査役馬場亮治及び監査役廣瀬好伸は、社外監査役であります。
 3. 監査役廣瀬好伸は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役杉本佳英、監査役井上重平、馬場亮治及び廣瀬好伸は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結いたしました。当該保険は役員としての業務につき行った行為（不正行為含む）に起因して、保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役報酬決定の基本方針

取締役会の決議により、当社の取締役報酬については、業務分掌の内容及び業績への貢献度など求められる能力及び責任に見合った水準を勘案し、役職別の固定額を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第16回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（内、社外取締役は1名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第16回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（内、社外監査役は3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により委任された代表取締役社長の井石裕二が決定することとしております。

取締役の個人別報酬額の決定を代表取締役社長に委任した理由は、業績動向を俯瞰しつつ、各取締役の業績貢献度も勘案して、各取締役の個別報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外取締役に取締役報酬に関する方針を説明し、意見を徴したうえで、決定することを取締役の報酬等の決定方針に定めており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の個人別報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (内、社外取締役)	79,600 (4,200)	79,600 (4,200)	— (—)	4 (1)
監査役 (内、社外監査役)	9,960 (9,960)	9,960 (9,960)	— (—)	3 (3)
合計 (内、社外役員)	89,560 (14,160)	89,560 (14,160)	— (—)	7 (4)

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本佳英は、あんしんパートナーズ法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役馬場亮治は、社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパンの特定社員、株式会社グローバルHRテクノロジーの代表取締役、株式会社ADIの取締役、Great Shine Enterprises Limited CEO、株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY代表取締役、株式会社ランブリッジ代表取締役、株式会社GHRT代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役廣瀬好伸は、株式会社ビーワンフードの代表取締役社長、ビーワン公認会計士税理士事務所の代表者、株式会社ビーワンカレッジの代表取締役、株式会社ビーワンクリニック代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本佳英は、株式会社ブランジスタの社外取締役、エイベックス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役馬場亮治は、株式会社ラストワンマイルの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

取締役杉本佳英は、当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営全般に係る法的リスクに関して必要な発言を適宜行っております。

監査役井上重平は、当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席、監査役会12回のうち12回出席し、元経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

監査役馬場亮治は、当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席、監査役会12回のうち12回出席し、社会保険労務士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営全般に係る労務リスクに関して必要な発言を適宜行っております。

監査役廣瀬好伸は、当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席、監査役会12回のうち12回出席し、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営全般に係る財務及び会計に関して取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

(イ) 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役杉本佳英は、当社経営課題について議論する場では法律家としての知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。また、法律リスクやコンプライアンスの重要性について、定期的に当社従業員に対しての研修を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 24,500千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬の妥当性を検討した結果として適切であると判断したためです。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、その他監査品質や独立性等において適正でないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、企業理念・行動規範を定め、取締役会規程等の社内規程を制定し、それらが遵守されるように周知徹底を行っております。そして、コンプライアンスに対する意識を啓発するために、定期的に研修等を企画し実施しております。

さらに、不正行為等の早期発見と是正を目的として内部通報制度を設けており、通報窓口を社内及び社外に設置し、公益通報者保護規程に基づいて通報者の保護を明確にして運用しております。

取締役が会社の目的の範囲外の行為、法令及び定款に違反する行為をし、若しくはこれらの行為をするおそれがある場合には、監査役はその事実を指摘・勧告し、状況によっては当該取締役に対して行為の差止請求ができるものとしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に基づいて適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危機に対応するために、リスクコンプライアンス規程を制定し、各組織において継続的にリスクの発生の有無をチェックし、各組織の責任者はその状況を定期的に各取締役に報告しております。

そして、実際にリスクが発生した場合には、対策本部を設置し、迅速に対応することとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定時取締役会を原則として毎月1回開催して業務執行上の重要な事項を決定するほか、機動的な意思決定を行うために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、職務権限規程に基づく権限の委譲により、迅速かつ効率的な意思決定が行われる体制を確保しております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を置くこととしております。
そして、監査役から監査業務における指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役及び使用人に対して、事業の報告を求め、重要な事項についての報告を受けることとしております。
また、取締役及び使用人は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、その恐れがある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならないものとしております。
- ⑦ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いもしないことを規定し周知徹底しております。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
当社は、監査役がその職務執行のため必要と認める費用を会社に請求できることとし、監査役が費用の前払等を請求した場合には、当該監査役が職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないものとしております。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、定期的に代表取締役と面談を行い、また必要に応じて内部監査室等との連携をとっております。
そして、取締役会その他重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べるものとしております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を評価し、継続的な見直しを行っております。

⑪ 反社会的勢力に向けた体制

当社は反社会勢力との関係・取引等を一切行わず、不当要求を受けた場合には、毅然とした態度で組織的に対応するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

① コンプライアンスに関する取組状況

取締役及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信し、研修等を実施することで、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行いました。また、リスクコンプライアンス委員会を設置し、月1回の定例会議のほか緊急の場合は臨時で開催するようにしております。

② リスクマネジメントに関する取組み状況

当社の損失の危機に関する事項は、毎週開催される幹部等による会議で検討・協議され、リスクコンプライアンス委員会に定期的に各組織から報告が行われました。

③ 職務執行の適正性及び効率性確保に関する取組み状況

月1回以上の取締役会を開催し、会社の経営に関する重要な事項等について十分な協議を行いました。

④ 監査役の監査について

監査役は、取締役会及び経営会議に参加し、業務執行の状況を監督しました。また、代表取締役と定期的に意見交換も実施しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に安定した事業の継続に備えるために、内部留保の充実を図るとともに、株主への利益還元を行うことも重要な経営課題の一つと考えております。

そのため、当事業年度におきまして、剰余金の配当を実施することを決定いたしました。今後の剰余金の配当は中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業の拡大のための資金として有効に活用していく方針であります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年12月末日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,982,313	流動負債	1,007,042
現金及び預金	1,678,853	買掛金	222,409
売掛金	111,430	1年内返済予定の長期借入金	356,377
商品及び製品	28,321	未払金	69,639
原材料及び貯蔵品	3,061	未払費用	163,554
前払費用	132,770	未払法人税等	81,942
その他の	27,875	未払消費税等	25,807
固定資産	1,765,441	前受金	1,900
有形固定資産	1,242,948	預り金	28,323
建物	1,118,501	前受収益	43,752
工具器具備品	118,720	株主優待引当金	13,325
建設仮勘定	5,725	その他	9
無形固定資産	20,806	固定負債	998,112
商標権	269	長期借入金	907,556
ソフトウェア	17,236	資産除去債務	36,103
ソフトウェア仮勘定	3,300	その他	54,452
投資その他の資産	501,686	負債合計	2,005,155
関係会社株式	1,000	(純資産の部)	
出資金	135	株主資本	1,735,359
長期前払費用	32,076	資本金	765,009
繰延税金資産	62,994	資本剰余金	751,609
差入保証金	405,481	資本準備金	751,609
		利益剰余金	219,399
		その他利益剰余金	219,399
		繰越利益剰余金	219,399
		自己株式	△658
		新株予約権	7,239
		純資産合計	1,742,599
資産合計	3,747,755	負債・純資産合計	3,747,755

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,320,705
売 上 原 価		1,236,759
売 上 総 利 益		3,083,946
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,206,346
営 業 損 失		122,400
営 業 外 収 益		
受 取 保 険 料	2,123	
助 成 金 収 入	327,811	
そ の 他	4,875	334,810
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,970	
そ の 他	1,203	11,173
経 常 利 益		201,236
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	699	
助 成 金 収 入	23,886	24,586
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,176	
減 損 損 失	86,394	
店 舗 閉 鎖 損 失	3,232	100,803
税 引 前 当 期 純 利 益		125,019
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	70,264	
法 人 税 等 調 整 額	41,594	111,858
当 期 純 利 益		13,161

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新 株 予 約 権	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	763,845	750,445	750,445	216,772	216,772	△331	1,730,730	—	1,730,730
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権 の行使)	1,164	1,164	1,164				2,328		2,328
剰余金の 配当				△10,534	△10,534		△10,534		△10,534
自己株式の 取得						△326	△326		△326
当期純利益				13,161	13,161		13,161		13,161
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								7,239	7,239
当期変動額合計	1,164	1,164	1,164	2,626	2,626	△326	4,628	7,239	11,868
当期末残高	765,009	751,609	751,609	219,399	219,399	△658	1,735,359	7,239	1,742,599

個別注記表

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）

定額法を採用しております。

但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法を採用しております。

その他の有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～37年

工具、器具及び備品 3年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期については、ワクチン接種が始まっているものの、変異株の拡大もあり依然収束時期が見通せない状態が続いておりますが、この状況は2022年6月頃まで継続し、2022年7月頃から徐々に回復に向かうと仮定して、当事業年度における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度計上額

減損損失	86,394千円
有形固定資産及び無形固定資産	1,263,754千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境等の諸前提の変化により、追加の減損損失の計上が必要となる場合があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度計上額

62,994千円

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを行い、将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積りが減少した場合、繰延税金資産が取り崩され、税金費用が計上される可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 707,240千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

1. 助成金収入

営業外収益に計上している助成金収入は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各自治体から支給された給付金等を計上しております。

また、特別利益に計上している助成金収入は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置の適用を受けた雇用調整助成金を計上しております。

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都杉並区他 (11店舗)	店舗	建物	63,842
		工具、器具及び備品	15,106
		差入保証金	2,216
		長期前払費用	5,229

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零としております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,106,900株	23,280株	－	2,130,180株

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の株式数の増加23,280株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	79株	113株	－	192株

(変動事由の概要)

自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 61,440株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,534	5.00	2020年6月30日	2020年9月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,649	5.00	2021年6月30日	2021年9月29日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	60,172千円
前受収益	22,827 "
資産除去債務	11,055 "
未収費用	6,149 "
差入保証金	5,029 "
未払金	2,605 "
一括償却資産	209 "
その他	2,936 "
繰延税金資産小計	<u>110,985千円</u>
評価性引当額	<u>△39,041 "</u>
繰延税金資産合計	<u>71,944千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△8,950千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△8,950 "</u>
繰延税金資産純額	<u>62,994千円</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に新規出店の設備投資計画に照らして、必要な資金を金融機関借入により調達しております。また、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

差入保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引開始時に差入先の信用判定を行い、契約更新時等に信用状況を把握するようにしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。当該債務は、流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、新規出店に必要な資金を調達したものであり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては市場金利の状況を定期的にモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,678,853	1,678,853	—
資 産 計	1,678,853	1,678,853	—
(2) 買掛金	222,409	222,409	—
(3) 未払金	69,639	69,639	—
(4) 長期借入金	1,263,933	1,263,383	△549
負 債 計	1,555,981	1,555,432	△549

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
差入保証金	405,481

差入保証金については、契約の解除時期の見積が困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金融債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	1,653,581	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	356,377	316,560	267,516	186,396	137,083	—

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	井石 裕二	(被所有) 直接24.5% 間接11.2%	当社代表 取締役	当社の不動産賃貸契約 に対する債務被保証 (注)	19,593	—	—
役員及び 主要株主	田中 竜也	(被所有) 直接24.5% 間接11.2%	当社取締役 副社長	当社の不動産賃貸契約 に対する債務被保証 (注)	87,253	—	—

(注) 当社は、店舗及び社宅の賃借料について、代表取締役井石裕二及び取締役副社長田中竜也から債務保証を受けております。取引金額については、2020年7月1日から2021年6月30日までに支払った賃借料(消費税抜き)を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 814円73銭
1株当たり当期純利益 6円20銭

重要な後発事象に関する注記

(時短協力金について)

当社は、各自治体に新型コロナウイルス感染拡大防止のための営業時間短縮要請に伴う時短協力金の支給を申請をしており、支給決定時点で収益を認識予定です。

なお、2021年8月26日現在の時短協力金申請額（当事業年度での支給決定額を除く）及び当事業年度末日後から2021年8月26日までの支給決定額は以下の通りです。

(1) 2021年8月26日現在の時短協力金申請額（当事業年度での支給決定額を除く）

105,267千円

(2) 上記のうち、当事業年度末日後から2021年8月26日現在までの支給決定額

2,464千円

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2021年7月13日開催の取締役会において、新たに設立した当社100%子会社である「株式会社ダンダダン」（以下、「承継会社」といいます。）を承継会社とし、2022年2月1日（予定）を効力発生日として会社分割（吸収分割）（以下、「本件会社分割」といいます。）を行うことにより、持株会社体制へ移行するための吸収分割契約の締結を承認することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結しました。

本件分割後の当社は、2022年2月1日（予定）で商号を「株式会社NATTY SWANKYホールディングス」に変更するとともに、事業目的を持株会社体制移行後の事業に変更する予定です。なお、本件会社分割による持株会社体制への移行及び定款の一部変更につきましては、2021年9月28日開催予定の当社第20回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）で関連する議案が承認されることを条件として実施する予定です。

1. 持株会社体制への移行の目的

当社は、「街に永く愛される、粋で鯿背な店づくり～期待以上が当たり前、それが我等の心意気～」という理念のもと、地域の方々に愛される店づくりを目標とし、「肉汁餃子のダンダダン」の単一ブランドで関東圏を中心に全国で飲食事業を展開しております。

当社の属する外食産業の業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛要請や営業時間短縮要請等の影響を受け、厳しい経営環境が

継続しております。

このような状況において、今後、当社事業が更なる発展をしていくためには、機動的な対応が可能な組織としての成長戦略を描き、事業を強化・拡大していくことが必要であると考えております。

そのためには、持株会社体制に移行することにより、経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制構築と、権限と責任の明確化により経営のスピードを更に引き上げることで、経営体制を強化することが必要であると判断し、この度純粋持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

2. 本件会社分割の要旨

(1) 本件会社分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	2021年6月15日
承継会社の設立	2021年6月28日
吸収分割契約承認取締役会	2021年7月13日
吸収分割契約締結	2021年7月13日
吸収分割契約承認株主総会 (当社及び承継会社)	2021年9月28日 (予定)
吸収分割効力発生日	2022年2月1日 (予定)

(2) 吸収分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）、当社100%出資の分割準備会社である株式会社ダングダンを吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とし、当社の事業のうち、飲食事業に関して有する権利義務を承認させる吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である株式会社ダングダンは、本件分割に際して普通株式900株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 当社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。

(5) 本件会社分割により増減する資本金

本件会社分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約書に定めるものを当社から承継いたします。なお、当社から承継会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によります。

(7) 債務履行の見込み

本件会社分割において、当社に残存する資産の額と承継会社に承継する資産の額はともに当社に残存する負債の額及び承継会社に承継する負債の額をそれぞれ上回っており、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予想されていないことから、債務履行の見込みは十分に確保されていると判断いたします。

3. 分割当事会社の概要

(1) 商号	株式会社NATTY SWANKY (分割会社)	株式会社ダングダン (承継会社)
(2) 主な事業内容	飲食事業	飲食事業
(3) 設立年月日	2001年8月1日	2021年6月28日
(4) 本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目19番8号	東京都新宿区西新宿一丁目19番8号
(5) 代表者	代表取締役社長 井石 裕二	代表取締役社長 井石 裕二
(6) 資本金の額	765,009千円	1,000千円
(7) 発行済株式総数	2,130,180株	100株
(8) 決算期	6月末日	1月末日
(9) 大株主及び持株比率	井石 裕二 24.55% 田中 竜也 24.55% 株式会社BORA 11.26% 株式会社IKI 11.26% 城野 親徳 1.26% 三井 徳益 0.99% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 0.70% 楽天証券株式会社 0.69% クレディ・スイス証券株式会社 0.65% auカブコム証券株式会社 0.52%	当社 100.00%

(10) 当事会社の関係	資本関係	承継会社の全株式を分割会社が保有しております。
	人的関係	分割会社より承継会社に取り締役を1名派遣しております。
	取引関係	承継会社は事業を開始していないため、分割会社との取引関係はありません。

(11) 財政状態及び経営成績 (2021年6月期)

(単位：千円)

	株式会社NATTY SWANKY (分割会社) (非連結)	株式会社ダングダン (承継会社)
純 資 産	1,742,599	1,000
総 資 産	3,747,755	1,000
1株当たり純資産額 (円)	814.73	10,000
売 上 高	4,320,705	—
営 業 損 失	122,400	—
経 常 利 益	201,236	—
当 期 純 利 益	13,161	—
1株当たり当期純利益 (円)	6.20	—

(注) 1. 分割会社は、2022年2月1日付で「株式会社NATTY SWANKYホールディングス」に商号変更予定です。

2. 承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

4. 本件会社分割後の当事会社の状況（2022年2月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
(1) 商号	株式会社NATTY SWANKY ホールディングス (2022年2月1日をもって上記商 号・名称に変更予定)	株式会社ダンダダン
(2) 主な事業内容	グループ会社の経営管理等	飲食事業
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目19番8号	東京都新宿区西新宿一丁目 19番8号
(4) 代表者	代表取締役社長 井石 裕二	代表取締役社長 井石 裕二
(5) 資本金の額	765,009千円	10,000千円
(6) 決算期	1月末日	1月末日

(注) 分割会社の決算期は、現在の6月末日から1月末日に変更予定です。

5. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業部門の事業内容

飲食事業

(2) 分割する事業部門の経営成績（2021年6月期）

(単位：千円)

	分割事業部門 (a)	当社 (分割前) (b)	比率 (a/b)
売上高	4,320,705	4,320,705	100%
売上総利益	3,083,946	3,083,946	100%

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月26日

株式会社NATTY SWANKY

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島村 哲 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NATTY SWANKYの2020年7月1日から2021年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年7月13日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するための吸収分割契約の締結を承認することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び内部監査担当部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査担当部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月27日

株式会社NATTY SWANKY 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 井上 重平 ㊟

社外監査役 馬場 亮治 ㊟

社外監査役 廣瀬 好伸 ㊟

以上

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、事業拡大に対する資金需要、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しながら、内部留保の充実を図りつつ、将来にわたる株主の皆様への安定した配当を継続して実施することを基本としております。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 5円
総額 10,649,940円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月29日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、「街に永く愛される、粋で鯿背な店づくり～期待以上が当たり前、それが我等の心意気～」という理念のもと、地域の方々に愛される店づくりを目標とし、「肉汁餃子のダンダダン」の単一ブランドで関東圏を中心に全国で飲食事業を展開しております。

当社の属する外食産業の業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛要請や営業時間短縮要請等の影響を受け、厳しい経営環境が継続しております。

このような状況において、今後、当社事業が更なる発展をしていくためには、機動的な対応が可能な組織としての成長戦略を描き、事業を強化・拡大していくことが必要であると考えております。

そのためには、持株会社体制に移行することにより、経営管理機能と事業執行機能を分離し、それぞれの機能に特化した体制構築と、権限と責任の明確化により経営のスピードを更に引き上げることで、経営体制を強化することが必要であると判断し、この度純粋持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

以上の理由により、2022年2月1日をもって持株会社に移行するため、当社の営む事業のうち、飲食事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割の方法により承継することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社NATTY SWANKY（以下「甲」という。）と株式会社ダンダダン（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙1記載の甲の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する別紙2記載の権利義務を承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（当事者）

本件分割を行う当事者の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社NATTY SWANKY（2022年2月1日付で商号変更予定。）

住所：東京都新宿区西新宿一丁目19番8号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社ダンダダン

住所：東京都新宿区西新宿一丁目19番8号

第3条（本件分割に際して発行する株式）

乙は、本件分割に際して、普通株式900株を発行し、そのすべてを第1条に定める権利義務の承継の対価として甲に割当て交付する。

第4条（本件分割により増加すべき資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。但し、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産及び債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金 9百万円

(2) 資本準備金 0円

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条に規定する株主資本等変動額から、(1)及び(2)の金額を減じて得た額

第5条（分割承認総会）

甲及び乙は、2021年9月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項の決議を求める。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2022年2月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

第7条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。

2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第8条（権利義務の承継）

1. 甲は、2021年6月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該債務の最終的な負担者は乙とする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本契約にかかわらず、本件分割の対象となった本件事業及びこれに類似する事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙の株主総会の承認及び決議、または法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（協議）

本件分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

2021年7月13日

（甲）東京都新宿区西新宿一丁目19番8号
株式会社NATTY SWANKY
代表取締役社長 井石 裕二 ㊟

（乙）東京都新宿区西新宿一丁目19番8号
株式会社ダンダダン
代表取締役社長 井石 裕二 ㊟

別紙1

甲において保有する飲食事業

別紙2

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2021年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 乙が承継する資産

①流動資産

本件事業に係る現金及び預金、棚卸資産及びその他の流動資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

②固定資産

本件事業に係る有形固定資産、無形固定資産及びその他の固定資産。ただし、甲のグループ経営管理等に係る資産を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

(2) 乙が承継する債務

①流動負債

本件事業に係る買掛金、未払金及びその他の流動負債。ただし甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

②固定負債

本件事業に係る借入金及びその他の固定負債。ただし、甲のグループ経営管理等に係る負債を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

(3) 雇用契約その他の権利義務

①雇用契約

甲に従事する従業員との間の労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

②その他の契約

本件事業に係る不動産賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位。ただし、甲のグループ経営管理等に係る契約等を除く。なお、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社である株式会社ダンダダンが新たに普通株式900株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が発行する株式については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

②資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産および負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

1) 資本金	9百万円
2) 資本準備金	0円
3) その他資本剰余金	株主資本変動額から、前各号の額を減じて得た額
4) 利益準備金	0円
5) その他利益剰余金	0円

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2021年6月23日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1	流動負債	—
現金及び預金	1	固定負債	—
固定資産	—	負 債 合 計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	1
		資本金	1
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		純 資 産 合 計	1
資 産 合 計	1	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(4) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 吸収分割契約の承認に伴う定款の一部変更

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2022年2月1日（予定）をもって、これまでの体制から持株会社（同日付で「株式会社NATTY SWANKYホールディングス」へ商号変更予定）へ移行いたします。これに伴い、第2号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第1条及び第2条を変更し、併せて2022年2月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

(2) 事業年度の変更に伴う定款の一部変更

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までであります。持株会社体制への移行に伴い、子会社である「株式会社ダングダン」の事業年度と統一し、今後の経営計画の策定及び予算、業績管理等の事業運営の効率化とグループ一体経営の推進を図るために変更を行うものであります。

これに伴い現行定款第13条、第44条、第45条及び第46条の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第21期事業年度は2021年7月1日から2022年1月31日までの7ヵ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(3) 事業目的の追加に伴う定款の一部変更

当社の飲食事業における業務拡大を目的として、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加し、号文の新設に伴い号数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、<u>株式会社NATTY SWANKY</u> と称し、英文では、<u>NATTY SWANKY Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 飲食店の経営および運営 (2) 食品および食材の販売 (3) 建物の内装および外装の設計、施工 (4) 不動産の売買、賃貸ならびに管理</p> <p>(新設) (5) <u>広告業務の企画および代理業務</u> (6) <u>飲食店のフランチャイズチェーン・システムによる店の加盟募集および情報提供ならびに指導助言業務</u></p>	<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、<u>株式会社NATTY SWANKY</u>ホールディングスと称し、英文では、<u>NATTY SWANKY holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、<u>ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) 飲食店の経営および運営 (2) 食品および食材の販売 (3) 建物の内装および外装の設計、施工 (4) 不動産の売買、賃貸ならびに管理 (5) <u>酒類の輸出入、卸売、小売および通信販売</u> (6) <u>広告業務の企画および代理業務</u> (7) <u>飲食店のフランチャイズチェーン・システムによる店の加盟募集および情報提供ならびに指導助言業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>(7) 損害保険の代理店業務 (8) 人材育成のための各種セミナーの企画、指導および運営ならびに教育事業 (9) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年6月30日</u>とする。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、<u>毎年7月1日から翌年6月30日まで</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第45条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年6月30日</u>とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年12月末日を基準日</u>として中間配当をすることができる。</p>	<p>(8) 損害保険の代理店業務 (9) 人材育成のための各種セミナーの企画、指導および運営ならびに教育事業 (10) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年1月31日</u>とする。</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、<u>毎年2月1日から翌年1月31日まで</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第45条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年1月31日</u>とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年7月末日を基準日</u>として中間配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則 <u>(効力発生日)</u> <u>第48条 第1条(商号)及び第2条(目的)(ただし、第2条(5)については除く。)</u>の変更は、<u>2021年9月28日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割契約の効力が発生することを条件として、当該吸収分割契約の効力発生日である2022年2月1日に効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>(第21期事業年度)</u> <u>第49条 第44条の規定にかかわらず、第21期の事業年度は2021年7月1日から2022年1月31日までの7ヵ月間とする。</u> <u>2 第46条の規定にかかわらず、第21期の事業年度中間配当の基準日は2021年12月末日とする。</u> <u>3 本条は、2022年1月31日をもってこれを削除する。</u></p>

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がMoore至誠監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2021年6月30日現在)

名称	Moore至誠監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル2階
沿革	1980年 至誠監査法人が中央区日本橋室町町に設立 1988年 石渡・西村・中根共同事務所が清新監査法人として法人化 1993年 国際会計ネットワークMoore Stephens (現 Moore Global Network) のメンバーファームとなる 2007年 千代田区丸の内 (現在地) へと清新監査法人が移転 2015年 監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併 2015年 至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人となる 2020年 Moore至誠監査法人に社名変更
概要	出資金 33,000千円 構成人員 公認会計士 40名 代表社員 17名 その他社員 11名

以上

第20回定時株主総会会場ご案内図

【会場】東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階



【最寄駅】

J R線

東京メトロ 丸ノ内線

京王線

小田急線

都営新宿線

都営大江戸線

新宿駅西口方面

S-3出口より徒歩約2分

7番出口より徒歩約4分